

補助事業の謝金支給に関する基準
(成長産業推進に向けた試作・開発支援事業補助金（令和7年度）)

成長産業推進に向けた試作・開発支援事業補助金に係る謝金の支給基準を以下のとおり定めて運用する。

(1) 謝金の支出は原則として次の基準によるものとする。

区分	金額（1人当たり 税込）
大学・短大・高等専門学校の学長、学部長又はこれに準じる者	1時間当たり 15,000円以内
大学・短大・高等専門学校の教授又はこれに準じる者	1時間当たり 12,000円以内
大学・短大・高等専門学校の准教授、講師又はこれに準じる者	1時間当たり 10,000円以内
その他学識経験者	1時間当たり 5,000円以内
これらの区分にかかわらず、1日当たり50,000円以内とする。	